

東京都食品安全情報評価委員会

平成28年度

第1回情報選定専門委員会

日時 平成28年7月8日(金)

9:58～11:40

場所 健康安全研究センター本館 6階

6A会議室

東京都健康安全研究センター

午前9時58分 開会

## 1 開 会

○薩埵食品医薬品情報担当課長 それでは、定刻前ではございますが、皆様おそろいになりましたので、これより平成28年度第1回情報選定専門委員会を開催いたします。

私は、企画調整部食品医薬品情報担当課長の薩埵でございます。座長に進行をお願いするまでの間、私が進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、開催に当たり、当センター企画調整部健康情報解析担当部長からご挨拶申し上げます。

○小林健康情報解析担当部長 皆様、おはようございます。健康情報解析担当部長の小林でございます。本日はお忙しいところ、本会議にご出席賜りましてまことにありがとうございます。委員の皆様におかれましては、5月25日に開催されました平成28年度第1回食品安全情報委員会におきまして、委員長からご指名ということでございまして、この情報選定専門委員会の委員をお引き受けいただきましたこと、改めて御礼を申し上げます。

さて、本日の専門委員会でございますが、4題の収集情報が検討事項として挙げられております。委員の皆様からさまざまな忌憚のないご意見をいただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○薩埵食品医薬品情報担当課長 本日は今期最初の専門委員会ですので、改めて委員の皆様のご紹介をさせていただきます。次第の次のページに名簿がございます。この順番で私からご紹介させていただきますので、恐れ入りますが、その場で簡単に一言ずつご挨拶をお願いできればと思います。

まず、穂山浩委員。

○穂山委員 穂山と申します。よろしくお願いいたします。食の安全関係の理化学分析関係の研究をしております。

○薩埵食品医薬品情報担当課長 小西良子委員でございます。

○小西委員 小西と申します。今は麻布大学で食品生命科学科ということで、食品の安全性を教えております。もともとはカビ毒の研究をしております。

○薩埵食品医薬品情報担当課長 志村二三夫委員でございます。

○志村委員 志村でございます。十文字学園女子大学、こちらで管理栄養士養成、その他

担当しております、この委員会とのかかわりということでは新開発食品の有効性とか安全性の評価ということを研究しております。よろしくお願いいたします。

○薩埵食品医薬品情報担当課長 種田桂子委員でございます。

○種田委員 公募委員の種田桂子と申します。私は今フリーランスで出版の編集とか、書く仕事をしております。子供が大分前に十数年前に生まれて食に気をつかうようになり、ちょうどそのときにある女性誌で主婦層向けだったのですけれども、食の安全に関する記事を専門家の先生に聞きながらつくっていたことがきっかけで消費者がいかにか正しい情報を得て、自分で食品を選んでいくということが大事だということに行き着きました。それ以降、食の安全には関心を持っていたのですけれども、今回こういう機会に恵まれてまして専門家の先生のご意見を聞きながら消費者の代表としていろいろと考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○薩埵食品医薬品情報担当課長 矢野一好委員でございます。

○矢野委員 矢野と申します。よろしくお願いいたします。当センターで7年前まで微生物部でお世話になっておりました関係で、今期委員を仰せつかっているというところがございます。微生物といいましても、今でこそ有名になりましたノロウイルスを中心とした、ウイルスによる疾患の防止といいたまいますか、ウイルス感染の防止のための仕事というのをずっとやっておりましたので、その方面からご協力できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○薩埵食品医薬品情報担当課長 ありがとうございます。事務局職員の紹介につきましては、名簿をもってかえさせていただきます。

続きまして、委員会の成立についてご報告いたします。

本委員会の開催には、東京都食品安全情報評価委員会規則により過半数の委員の出席を必要としております。本日は5名、全ての委員の方にご出席いただいております、本委員会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

## 2 議 事

### (1) 座長の選出

○薩埵食品医薬品情報担当課長 では、最初の議事であります座長の選出をお願いいたします。

本委員会は、東京都食品安全情報評価委員会規則により座長を置くこととなっており、座長は委員の互選によるとされております。いかがでしょうか。志村委員、お願いします。

○志村委員 穠山委員をご推選します。穠山委員は前期もこちらの座長をお務めになられていたので、適任であろうかと思えます。いかがでしょうか。

○薩埵食品医薬品情報担当課長 ただいま穠山浩委員を座長にというご発言がございました。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○薩埵食品医薬品情報担当課長 それでは、穠山委員に当委員会の座長をお願いいたします。穠山委員、恐れ入りますが、座長席にご移動をよろしくお願いいたします。

(穠山委員 座長席に移動)

○薩埵食品医薬品情報担当課長 それでは、以後の進行につきましては座長にお願いしたいと思います。穠山委員、よろしくお願いいたします。

○穠山座長 ただいま座長に選出いただきました、国立医薬品食品衛生研究所の穠山と申します。前回もやらせていただいたのですが、前回の教訓を生かして今回も円滑に会議が進むように全力で頑張っていきたいと思っておりますので、何とぞご協力よろしく願います。

それでは早速議事に入りたいと思います。本日の資料の確認を事務局からお願いいたします。

○小澤健康危機管理情報課課長代理 事務局の小澤でございます。

資料の確認になりますが、まず次第がございます。つづりが1部です。次第と委員名簿、事務局名簿、それから座席表がございます。その次に情報判定シート、資料1がございます。続いて資料2、「収集情報一覧」という1枚の紙。その後、各収集情報についての資料がございます。資料2-1が「食品中の残留農薬による胎児、子供等への影響について」、資料2-2が「有毒魚介類の監視指導について」、資料2-3が「避難所における食中毒等の対策について」、資料2-4が「有毒植物による食中毒の防止対策に関する普及啓発について」というものになります。

以上が資料になりまして、その他、参考資料といたしまして、東京都食品安全情報評価委員会規則というのが1枚、一番上に「参考資料1」というものが1部、それから手洗に関するポスター、こちらが参考資料の2としてございます。

また、志村委員から資料2-1に関連して参考資料ということで資料をご提供いただい

ておりまして、それが1部追加で机の上に置かせていただいております。

以上が本日の資料でございます。

○穠山座長 ありがとうございます。

次に、本委員会の公開について確認します。会議は原則として公開となります。ただし、東京都食品安全情報評価委員会の運営について、第3の規定によりますと「会議を公開することにより、委員の自由な発言が制限され、公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」、「会議において取り扱う情報が、東京都情報公開条例第7条各号に該当する場合」は、会議の全部または一部を非公開とすることができることとなっております。今回の議事及び資料の公開か非公開かについて、事務局でお考えはありますか。

○薩埵食品医薬品情報担当課長 事務局といたしましては、議事及び資料のうち「委員限り資料」以外は公開とさせていただきたいと思っております。

○穠山座長 それでは委員の皆様にお諮りいたしたいと思っておりますが、今回の会議は「委員限り資料」を除き、公開ということではいかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

○穠山座長 それでは「委員限り資料」を除き、公開ということではいきたいと思っております。

## (2) 収集情報の選定

○穠山座長 それでは、議事(2)収集情報の選定に入ります。

この会議では、今回収集された情報の中から食品安全情報評価委員会で検討する情報を選定いたします。事前に委員の皆様からいただいている判定内容を確認しながら、改めてご意見をいただきたいと思います。収集情報は全部で4題ございますので、各情報ごとに検討を進めたいと思っておりますが、初めに事務局から4題の収集理由について簡単にご説明いただければと思います。

○小澤健康危機管理情報課課長代理 では、資料の2をごらんください。ただいま座長よりご紹介がございましたけれども、本日、収集情報としては4題ございます。

まず1点目ですけれども、「食品中の残留農薬による胎児、子供等への影響について」ということでございます。こちらは種田委員からの提供情報になりまして、一部の残留農薬につきまして胎児や子供などへの影響が懸念されるといった情報を見聞きされたという

ことをご提供いただいたものでございます。

続いて2つ目ですが、「有毒魚介類の監視指導について」ということで、こちらは本年4月に築地市場におきまして、シガテラ中毒の原因となることがございます「バラハタ」が販売されまして、東京都が注意喚起の報道発表を行ったという事例がございました。幸い、健康被害はございませんでしたけれども、この事例を踏まえ有毒魚介類による食中毒予防の観点から評価委員会での検討の必要性についてご検討いただければと思います、収集情報とさせていただきます。

続いて3点目ですが、「避難所における食中毒等の対策について」ということでございます。

本年4月に熊本地震が発生いたしまして、その避難所におきまして食中毒が発生したということがございました。避難所生活ではさまざまな制約がございますけれども、その中で実践可能な食中毒対策等について評価委員会での検討する必要があるかどうか、ご検討いただければと思います、収集情報とさせていただきます。

最後に4点目、「有毒植物による食中毒の防止対策に関する普及啓発について」ということでございます。

近年、有毒植物による食中毒で亡くなる高齢者の方が増加しているということで、効果的な普及啓発等の観点から評価委員会での検討の必要性についてご検討いただければと思っております。

以上でございます。

#### ア 食品中の残留農薬による胎児、子供等への影響について

○穂山座長 ありがとうございます。では引き続き、1题目的「食品中の残留農薬による胎児、子供等への影響について」事務局からご説明いただければと思います。

○小澤健康危機管理情報課課長代理 では、資料2-1をごらんください。「食品中の残留農薬による胎児、子供等への影響について」という収集情報でございます。繰り返しますが、こちら種田委員からご提供いただいた情報になります。

「調査目的や背景」というところ、こちらが種田委員からいただいたご意見なりを事務局で簡単に要約させていただいたものになりますが、ネオニコチノイド系農薬による子供の脳神経系への影響が懸念されるといったお話を耳にされたといったようなこと。それか

ら、プロシミドン及びピリフルキナゾンといった残留農薬によって、胎児の男性生殖器の異常発生についてインターネット上に記事があったと。こういった情報を見聞きされたということで、これらについて注意喚起、都民に対して注意喚起すべき情報なのかどうかということで収集情報としてご提供いただいたものでございます。

その下に調査結果とございますが、こちらは事務局で事前に収集させていただいた関連情報ということになります。上のほうから、「農薬の食品中への残留基準」ということで記載がございますが、ご承知のとおり食品に残留する農薬につきましては食品衛生法に基づいて残留基準が定められております。また、この残留基準の設定に当たりましては、食品安全委員会が食品健康影響評価を行いまして、その結果を踏まえて厚生労働省が食品ごとに残留基準を設定しているという状況がございます。

食品安全委員会による農薬の食品健康影響評価でございますけれども、その下に評価を行う際の主な項目を記載しております。急性毒性試験から始まりまして、さまざまな試験・成績を用いて、一日許容摂取量（ADI）ですとか、急性参照用量（ARfD）を設定しております。

今回、種田委員からご提供いただいた中にございましたネオニコチノイド系の農薬、それからプロシミドン、ピリフルキナゾンの3点ですけれども、ネオニコチノイド系につきましては代表的なものということで幾つかございますので、そのうちのクロチアニジンについて健康影響評価の資料を添付させていただいております。

こちら添付資料8、37ページをごらんください。クロチアニジンの食品健康影響評価になります。抜粋したものになりますが、この中でADI等について評価の結果、こういった形で設定するというような記載がございます。

1点ですね、44ページをごらんいただけますでしょうか。この食品健康影響評価を行う際に、その審議結果に対するパブリックコメントの募集がございまして、これに対して今回240通ということで関心の高さがうかがえますけれども、かなり多くのご意見が寄せられたということで、こういった情報も食品安全委員会のホームページに掲載をされております。こちらのパブリックコメントの中では、種田委員からご提供のありました情報にもありましたけれども、子供の脳神経系への影響、発達神経毒性といったものかと思えますけれども、これに関するご意見なども寄せられておりまして、食品安全委員会の回答もあわせて載せられているという状況でございます。

1枚目に戻っていただきまして、こういった形で食品健康影響評価が行われて、それを

もとに厚生労働省で残留基準値が設定されているというところでございます。

食品中の残留農薬に関しまして、以上が国の役割といったことになるのかなと思います。一方、東京都の役割といたしましては、1枚目の裏面に今度いきますけれども、実際に農薬は何が使われて、流通している食品の中にどれくらい残留しているのかといったところのモニタリング、こういったところが東京都の役割の一つになってこようかと思いません。その状況についてまとめたものがこちらになりますけれども、平成27年度に東京都が実施いたしました都内に流通する農産物の検査結果ということでございます。

詳細は添付資料にございますが、まとめたものでご説明させていただきます。まずクロチアニジンにつきましては平成27年度、検体数として352検体検査をしております、このうち検出をしたものが6検体あったと、検出値については0.01~0.14ということでございました。また、プロシミドンにつきましては175検体検査をしております、このうち2検体から農薬を検出していると。検出値につきましては0.02~0.03ppmということでございます。いずれも食品衛生法違反となるような値ではございませんでした。

なお、もう1つのピリフルキナゾンですけれども、こちらにつきましては現在試験法の妥当性評価ガイドラインでまだそれが完了していない状況でございまして、東京都では正式な形で試験成績が出せるような状況にはなっておりませんので、ここでは検査結果を出してございませぬけれども、実際にはモニターはしている状況になりまして、こちらにあります検体数と同じような規模でモニターはして、当然食品衛生法違反が疑われるようなものは検出されていないという状況でございます。

流通する食品中の残留農薬の関連で、国におきましてもマーケットバスケット方式で一日摂取量調査が行われております。

添付資料6、22ページをごらんください。厚生労働省でこういった残留農薬についてリスクコミュニケーションの事業を行っております、その際の配布資料になりますけれども、この中で22ページの下に「残留農薬の一日摂取量調査（マーケットバスケット調査）」ということでその結果がございまして。この表のところをごらんいただきますと、左の下から5行目、クロチアニジンとございまして、対ADI比0.01%という記載がございまして。また右の下から4つ目、プロシミドンがございまして、やはりADI比0.09%ということで、特段問題となるような検出状況ではないのかなと、そんなような結果が記載されております。



また、先ほどの1枚目の裏側に戻っていただきますけれども、以上が事務局で事前に調べた関連情報などになります。加えて1点、資料はございませんけれども、情報発信という観点で申し上げますと、平成25年度に東京都で都政モニターアンケートというものを行っておりまして、この中でこういった残留農薬に非常に高い関心があるということで、一番関心が高いのは食品添加物だったのですけれども、2番目に関心が高いものとして残留農薬というものが挙げられております。こういった状況もございますので、東京都ではホームページで残留農薬について、その基準値の設定の仕組みですとか、そういったところについて発信をしておりますが、また都民フォーラムというリスクコミュニケーションの事業がございますけれども、そういった中でも過去には残留農薬を取り上げて意見交換をさせていただいているところでございます。

こちらの資料2-1、「食品中の残留農薬による胎児、子供等への影響について」の説明は以上になります。

○穠山座長 ありがとうございます。

それでは、この課題についてご意見をいただきたいと思います。一応時間が限られてきますので、資料1の判定シート、皆さんにもう既にご検討いただいております判定シートに基づいてご意見いただきたいと思います。

小西委員からちょっとご意見いただければなと思います。

○小西委員 私は検討に見合う情報かというところで「×」をつけましたので自由意見を書いていないのですけれども、ここで消費者の方が問題にしているのは、一日耐要摂取量というものが日本は非常に甘いのではないかと。欧米では引き下げをしているにもかかわらず、日本でそのままにしているのかというところが一番心配されているところかなと思うのです。食品安全委員会などが行っている毒性試験と、あとリスクアセスメントの結果というのは、そういう不安があるとどうしても受けにくいところがありまして、科学的にはそうかもしれないけれども、実際にヨーロッパのほうではミツバチには非常に殺虫能力が高いし、日本でもどんどん使われているしという不安が高まっているというところが現実と思っています。

毒性関係においては、確かに今むやみに情報を公開していろいろな正しいことを理解されない不安というほうも大きいと思いますので、緊急に情報提供する必要はないかと思いますが、先ほど東京都の方がご説明いただいたようにモニタリングというのは常にさせていただいて、そのモニタリングの結果が日本のADIと比較という観点も大事です。

れども、違反がないというところを強調するには、それともう1つ、欧米のADIなり何なりと比較する。または欧米での実態調査と比較して遜色ないというか、同じぐらいの値なのだということをアピールしていくというのは一つ安心感を持つのには重要なとは思いました。

○穠山座長 ありがとうございます。

次は志村委員、よろしくお願いします。

○志村委員 私、こちらに書かせていただいたように、国によるリスクアセスメント・マネジメントがなされているところでもありますけれども、インターネット上にさまざまな情報が流れているということ。そういったところも一つ考慮に入れて検討すると、情報収集に努めるということがやはり妥当ではないかと。ただし、都として独自の情報を提供する状況にはないと考えております。そういう中で、参考資料として2-1というのをつけさせていただいたのですけれども、ネオニコチノイド系の有害作用と申しますか、2枚目を見ていただくと、こちらでは胎児期の曝露ですね。それによって雄のマウスに行動毒性があらわれたというような、つい最近の発表がなされております。

一方で1枚目は、こちらは非常に広範な研究成果をまとめた、上のほうに書いてありますが、『Critical Reviews in Toxicology』という非常に有力な雑誌ですが、そこに38ページに及ぶ膨大な文献が載っていて、こちらのほうではネオニコチノイド系の農薬に共通するような有害作用というのはどうも見られなかったというような形で結論がされているかと思えます。

こちらのそういった発生毒性というか、脳神経系への影響ということについては、当初これは都の臨床研かどちらかの先生方がなさった初代細胞培養の系に、このネオニコチノイド系を入れると、要はニコチン性のアセチルコリンレセプターが活性化された、そういう研究が契機になって、その先にこういった *in utero* というか、そういった方式で評価がなされてきているのだと思えます。そういう中で2-1の1枚目のような文献が上がってきているので、こういうところも、恐らく国のほうでしっかりとリスクアセスメントのほうに反映させていかれるのだというぐあいに思っております。小西委員がおっしゃられたように都としてはモニタリングということをこれまでと同様に継続していただいで、また新たな視点ということで、欧米のADIとのかかわりということでおっしゃっていられたかと思えますが、そういうところで取り組んでいただくとすることが必要かと思えます。現段階で、独自の情報提供をするということにはないのではないかというぐ

あいにおもっております。

また、これを仮に上の親委員会のほうで検討するにしても、少し情報が錯綜していたり、錯綜という意味はインターネット上の情報等と国のリスクアセスメント、マネジメントのところ、これがどちらかというインターネット上の情報がやや古いところでできているようなところもあるので、もう少し情報収集に努めていただきつつ、もし必要であればもう一度この情報選定委員会等で検討してということ、また、センターのほうでさらなるご検討をいただくというようなことがあってよろしいかなと思っております。

○穂山座長 ありがとうございます。

次に種田委員、お願いします。

○種田委員 小西先生もおっしゃったように、欧米ではこういう基準の高いリスクを伝えているのになぜ日本はというと、あとはネット上ではお医者さんや脳神経科学者という方が情報を対談とかで伝えているので消費者にとっては不安をあおられて、特に子供の脳神経に影響を与えるというような情報が広まっているので、今は大丈夫かもしれないけれども、将来的にそういうものが積み重なって何か危害が拡大してしまうのではないかと、そういう不安がネット上に流れているので、ただ今の段階では逆に情報を提供するという段階には来ていないと思ひまして、今後、この件に関する不安とか関心が高いようであったら、東京都としてそういうモニタリングをしまして、このネオニコチノイド系が今のところ健康被害を与えるというデータがないのでご安心くださいとか、そういうような都としての正しい情報発信というのも今後考えていく必要もあるかなと思ひました。

○穂山座長 ありがとうございます。

矢野委員、よろしくお願いします。

○矢野委員 私のほうは、国の食品安全委員会でも一日摂取許容量等を定められているので、その辺の情報をさらりと提供すべきかなと思ひたのですが、先生方のお話等を聞いておひまして、もっともっとさらに情報収集する必要があるのかなと。特に食品中の検出状況について都のほうでも既に調査されておひまして、相当数実態調査、検査しているけれども、いわゆる食品衛生法における違反という状況のものは見当たらないという見解が示されているかと思ひます。

そういうわけで特段緊急性は必要かという、ないのかなという気はしておひますが、ぜひここで、私がセンターにいたからと強調するわけでもないのですけれども、食品化学部のほうでさらにこの実態調査を進めていただければと思ひますので、もし座長の

ほうで時間等許していただけるようでしたら、食品化学部の方からぜひ分析した結果、専門的な立場から少しご意見をいただけたらと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○穠山座長 ただいま矢野委員からのご提案ですけれども、東京都の検査のほうで何か状況等コメントいただけますでしょうか。

○大塚課長代理（農薬分析第一） ありがとうございます。

お時間をいただきましたので。私は残留物質研究科の農薬分析第一研究室に勤めております大塚と申します。主に農産物中の残留農薬の検査をさせていただいております。

今お話をいただきました形の中で、毎年こちらの収集情報のほうにも書いていただいておりますような中で、ネオニコチノイド系のは確かにこの1年、2年というところで検出する機会が増えております。センターの研究年報という形でこちらのところを実際に示させていただきまして、今モニタリングが大事だと委員の先生方からもお話しいただいた部分をそういった研究年報のほうでも、ネオニコチノイド系のモニタリングを続けていく必要があるだろうということは示させていただいているところです。

基準値との比較というところですが、今やらせていただいている中では、座長のほうからお話もありましたように基準値を超えるような違反になるようなものはないという形を確認しているところです。

そのほかの農薬につきましても、今引き続きモニタリングを続けておりまして、もし新たな知見が出てきて、では東京都はどうだったのかと振り返ることができたときにこちらのほうの参考になるような形のデータとして提出できるようにしっかりしたデータの蓄積を続けているところでございます。以上です。

○穠山座長 ありがとうございました。急に振って、申しわけありません。

先生方の皆様のご意見を聞いていますと情報提供の緊急性は余りないということもありますし、国の内閣府の食品安全委員会でリスク評価をきちんとしている。また、これはリスク管理機関ですけれども、厚生労働省及び東京都あるいは自治体のほうでリスク管理としてこういったモニタリングをやっていると。また、実際摂取し過ぎていないかということもマーケットバスケットのほうで一応調査しているということもありますし、特段すぐに緊急に情報提供する必要はないということは委員の先生方皆さん一致しているのではないかなと思います。

ただ、種田委員及び矢野委員のほうから都民の関心あるいは不安が高いということから、このポジティブ性というか農薬の残留基準の設定あるいはリスク評価の仕組みということ

もなかなかちょっとまだ都民に理解していただけていないというところもありますし、その辺のところの仕組みの情報あるいはモニタリング結果、今大塚先生からもお話がありましたようにモニタリングの結果を随時更新して進めていっていただくと。あと国のマーケットバスケットの一日摂取量の調査も情報提供していくということも含めて、今後も都民への情報提供を進めていく。しかしながら、現段階では独自の情報提供を行う段階には来ていないということで、食品安全情報評価委員会では検討事案にはしないということではいかがでしょうか。一応その方向でいければなと思いますけれども、よろしいですか。

(異議なし)

○穂山座長 では、そのようにしたいと考えております。

それでは、この情報選定委員会の結論としては、食品安全情報評価委員会では検討事案としないが、ただし今後とも国内外の情報収集、モニタリング検査等の実態把握に努めて都民に情報提供を進めていくという結論にしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

#### イ 有毒魚介類の監視指導について

○穂山座長 では、次の収集情報といたしまして、有毒魚介類の監視指導について事務局からご説明いただきたいと思っております。

○小澤健康危機管理情報課課長代理 引き続き私から、資料2-2をもとにいたしまして有毒魚介類の監視指導について、この収集情報についてご説明をさせていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、本年の4月に築地市場におきましてシガテラ中毒を起こすことがございますバラハタが流通し販売されてしまったという事案がございました。こちら添付資料1、通し番号1ページになりますけれども、厚生労働省の「自然毒のリスクプロファイル・魚類・シガテラ毒」というところがございます。こちらをごらんいただけますでしょうか。まず簡単に、このシガテラ毒、あるいはそれを含む魚介類ですね。これについてさらっとお話をさせていただきます。

シガテラ毒、添付資料1の1ページにございますとおり、主にフエダイの仲間ですとか、バラハタ、あるいはイシガキダイといった魚介類で中毒事例があるというものになります。有毒部位は筋肉・内臓ということで、身の部分を食べると毒があった場合に中毒になって

しまうと。このシガテラ中毒、ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、主に南方での中毒事例が多くございまして、日本では沖縄県でほかの地域と比較しても多く発生しているという状況がございます。ただ一方で、最近では九州ですとか、本州などでも事例が見られているという状況でございます。このシガテラ中毒の症状ですけれども、神経症状ということで、一番目立ったというか特徴的な症状になりますけれども、「ドライアイスセンセーション」と呼ばれるようなお水を触ったときにドライアイスに触ったような痛みを感じるというような症状が出るということがございます。

続けて、添付資料2、9ページをごらんいただけますでしょうか。こちらは、このバラハタが築地市場で販売されてしまったということ踏まえて、福祉保健局で注意喚起の報道発表を行ったときの資料になります。この経緯なのですけれども、東京都では卸売市場で流通する水産物・農産物、こういったものを専門的に監視指導いたします市場衛生検査所という組織がございますけれども、その職員が毎朝市場の中を巡回しております。この日築地市場の中を巡回していたところ、水産仲卸店舗でバラハタと思われる魚介類を発見いたしました。そこで、「バラハタであれば、これは販売できませんよ」といった指導をしたところ、その事業者が、「いやこれはバラハタではなくて、南洋スジアラという魚ですよ」という主張をされたということで、職員が急いで本当にそうかどうかというところを写真を撮って事務所に戻り、ほかの職員とともに確認をしていたところ、その間に販売されてしまったといった事案でございます。その後、このバラハタだったものが中華料理店のほうに販売されていて、蒸し魚として提供されてしまったということがございましたけれども、幸いなことに健康被害は発生しなかったということでございました。

また1枚目のほうに戻っていただきまして、今経緯までご説明させていただきましたけれども、資料2-2の上から3つ目の○のところになりますが、こういった有毒魚介類の監視指導に関する根拠ですけれども、こちらは食品衛生法第6条第1項第2号違反の対象魚介類になるものもございまして、それ以外にも東京都独自の通知などに基づいて今監視指導を行っているところでございます。

添付資料4、13ページをごらんいただけますでしょうか。こちらがああいった有毒魚介類として指導等の対象になる魚介類の一覧表、その根拠などをまとめた資料になっております。右から2列目のところに「根拠」とございまして、この中で国通知、都通知、あるいは下のほうにいきますと「市衛検通知」と記載させていただいておりますけれども、根拠としてこういった形で大きく3種類のものがあるということでございます。

まず国通知、これはご承知のとおり厚生労働省から通知がございまして、取り扱いについて示されております。この中で販売禁止ですよとなっているものについては6条違反ということで、販売をした場合に行政処分の対象になるというものでございます。

それから「都通知」とあるものにつきましては、主に販売の自粛などを指導しましょうということで、東京都として通知で示しているものになりまして、都内の食品事業者に幅広く適用できるものとなっております。

下のほうにいきまして「市衛検通知」というのがございますけれども、これは先ほど申し上げました市場衛生検査所で卸売市場の中を監視指導する際に適用される指導の根拠ということになっておりまして、ここに示されているものについて卸売市場内でのみ販売自粛などを指導しているという状況がございまして、今回対象となっております「バラハタ」ですけれども、こちらは下から5行目のところがございますが、「市衛検通知」市場衛生検査所通知で示されている魚種という扱いになっております。

1枚目に戻っていただきまして、その裏面になりますけれども、今申し上げましたとおり、このバラハタに対する指導ですけれども、全都的な取り組みということではなく、市場衛生検査所が卸売市場の中でのみ指導を実施している魚種ということになっておりまして、都内で統一した対応がとられていない状況がございまして。

一方で、この魚介類の流通につきましては、卸売市場を経由する割合というのが年々減ってきておりまして、現状ですと全国で5割程度と言われております。現在、量販店が産地から直接買いつけをしたりですとか、飲食店などでも産直で仕入れをしたりと、そのような状況があるということでございます。

また、全国の食中毒の統計資料によりまして、有毒魚介類による食中毒につきましては毎年発生をしております、このときの原因となった魚介類の中には6条違反になるものだけでなく、市場衛生検査所通知の対象魚種、バラハタも含まれますけれども、こういったものも含まれているという状況でございます。

参考までに添付資料7、19ページをごらんいただけますでしょうか。こちらに平成26年から28年6月までの有毒魚介類による食中毒の発生状況一覧をお示ししておりますが、この一番右の列のところに位置づけということで先ほどの国通知の対象になっているものなのかその指導なりの根拠といったものをお示ししておりますが、ごらんのとおり市場衛生検査所通知の対象となっているものも幾つか散見されているという状況でございます。

最後になりますが、添付資料 2 1、5 5 ページをごらんいただけますでしょうか。こちらは、インターネットにございました記事になりますけれども、「有毒魚」沖縄では「高級魚」バラハタめぐり波紋」という記事がございます。こちらにございますとおり、このバラハタはシガテラ毒を持つことはあるのですけれども、沖縄では高級魚として流通している一面もあるということが記載されている記事でございます。ただ、沖縄でもバラハタによるシガテラ中毒は発生しているという状況がございます。

資料 2-2、有毒魚介類の監視指導についての説明は以上になります。

○穠山座長 ありがとうございます。

それでは、この課題についてご意見をお願いしたいと思います。

情報判定シートに基づいて行いたいと思いますが、今度は矢野委員からよろしくお願ひします。

○矢野委員 私は自由意見のところにも書かせていただいたのですが、既に有毒魚につきましてはいろいろな場面で特にフグとか、アオブダイ等についてこの委員会等でも検討して、都のホームページ等にも公開されていますので、その内容をバージョンアップすることではいかがでしょうか。今回特に実際にバラハタが市場で売られていたという経緯もあるので、そういった事実を追加して今情報提供している情報をバージョンアップするという形で親委員会のほうでも検討していただけたらどうかと思っております。以上です。

○穠山座長 ありがとうございます。

それでは種田委員、お願いします。

○種田委員 私もフグぐらいしか魚の毒について気をつけるという感覚がなかったのですが、いろいろと資料を読ませていただいて、これほど何か珍しくてちょっと食べてみようかなと思わせるような何とかダイ、何とかハタというような呼び名がついている有毒魚が数多くいることを知り、それは注意喚起をする必要がありますし、どのようにして伝えていくかということも考えていく必要があると思いました。

○穠山座長 ありがとうございます。志村委員、お願いします。

○志村委員 今回のバラハタに関して適切な対応がとられていたというぐあいに思います。ただ、こちらに書かせていただいているように、シガテラ中毒を起こすものについてはさまざまな魚があるかと思うので、1カ月ぐらい前ですか、NHKの『ドクターG』という番組があったのですが、そこでイシガキダイだったかと思いますが、それを釣ってきてご自分で食べて、そのドライアイスセンセーションが起こってというような事例が出ていて、



「あれ、イシガキダイは危ないのだな」というのをそのとき初めて思ったのですが、そういう意味では、情報提供するときにも市場に出ているものもそうでしょうけれども、ご自分で釣ってきた魚を大物がとれたからといって喜んだりしたりすると危ないよということも含めて情報提供していかれたほうがいいのかと思います。また、ヒラマサなんかもシガテラを持っているケースがあるというようなことがこの資料に載っていたかと思いますので、余り心配の種になっても困るでしょうけれども、余り大物はやめておいたほうがいいのかというような形もあろうかなと思います。以上です。

○穂山座長 ありがとうございます。

それでは小西委員、お願いします。

○小西委員 私も同じで、情報提供が緊急の部類に入ると判断してしまっていて、今のお話でテレビでやっているというのも大きいと思いますけれども、このシガテラ食中毒の症例が余り激しいようなものではないような書き方をしているのです。「手足の温度感覚異常」と書いてあるのですけれども、実際にはどんなものなのかとびんどこないではないですか。でも、かかった人はシャワーにまず入れないし水が飲めないしと、そういう何か具体的な症例を書くと、あっシガテラはなりたくないなと思う思うのです。それが3カ月も続くと嫌になってしまうではないですか。まずどんな症状があるかというのを、大げさと言ったらおかしいのですが、実際になった方の症例を出すことも大きいし、それから、このごろマーケットに行くとアニサキスの警告が結構マーケットの中に出ているのです。これは東京都のご努力の一つと思うのですが、あのよう消費者が実際買うところに張り紙がしてあるという、何だろうと思って見るのです。だから、シガテラ中毒以外にも魚の魚介毒のポスターもつくって、なるべく産地直送の新鮮なものとして売っているようなところでも張っていただくという、チラシよりもポスターのほうが効果があると思います。

○穂山座長 ありがとうございます。

皆さんのご意見を聞いていますと、これは緊急性があると。いつ都内で発生してもおかしくない状況なので、緊急事案として検討したほうが良いということで、私もそう思います。その辺、本情報については検討事案として挙げていったほうが良いというご意見が多かったかなと思います。

この選定委員会の結論といたしましては、魚介類を扱う事業者・地域及び一般消費者への監視指導及び充実強化、都民・一般消費者・釣り人等への普及啓発について食品安全情報評価委員会での検討事案とするということではいかがでしょうか。

(異議なし)

○穠山座長 それでは、それでいきたいと思います。

#### ウ 避難所における食中毒等の対策について

○穠山座長 では、次にいきたいと思います。「避難所における食中毒等の対策について」、事務局からご説明お願いいたします。

○小澤健康危機管理情報課課長代理 資料２－３をごらんいただけますでしょうか。

「避難所における食中毒等の対策について」ということで、ご承知のとおり本年４月に熊本地震が発生をいたしまして、現在でもまだ数多くの方が避難所生活を余儀なくされているという状況がございます。この避難所におきまして、先般ボランティアで提供されたおにぎりを原因とする黄色ブドウ球菌の食中毒が発生をしております。そういった報道発表がございます。また、そういった食中毒だけではなく、下痢や吐き気などノロウイルスが原因と見られる症状を訴えたような避難者の発生も報じられているところでございます。こういった避難所における食中毒ですとか感染症の発生につきましては、平成２３年の東日本大震災においても同じような形で発生をしております、そういった報告もなされているところでございます。

避難所では、ご想像のとおりですけれども、水ですとか、あるいは消毒剤、洗剤、保冷のための用品など衛生のための物資が特に発生初期の段階では不足しがちになるという状況がございます、平常時における食中毒対策、感染症予防対策、こういったものを教科書どおりに実施することが現実的に難しいという状況がございます。このような状況もございまして、熊本県ですとか、あるいは厚生労働省はこの熊本地震に際してホームページなどを通じて避難者ですとか、避難所に食料を提供される方に対しまして情報発信をしているという状況でございます。

こちら添付資料５、７ページをごらんください。熊本県のホームページになりますけれども、「避難所での食中毒を防ぎましょう」ということで、食品の受け入れ・取り扱い、飲み水について、手洗いの励行、その他ということで、それぞれ避難所における注意点を提供しているところでございます。

それから９ページ、１０ページには避難所で食料を提供される方向け、それから避難されている方向けに食品の取り扱いについて注意喚起というか気をつけましょうということ

で、チラシをつくって配布をされているところでございます。

1枚目に戻っていただきまして、東京都におけるこういった災害への対応ということで何点かまとめさせていただいております。平成25年に伊豆大島におきまして土砂災害がございまして、その際の取り組みをまとめた資料として島嶼保健所が避難所設営時の初動対応マニュアルというものを作成しております。

添付資料6、11ページをごらんください。「避難所設営時の保健所における初動対応マニュアル」ということで、避難所設営時の初動対応といたしまして保健所が避難所を巡回して何をすべきか、どういったところを確認するのかといったポイントをまとめたマニュアルになっております。

めくっていただきまして12ページ、13ページに具体的な記載がございますけれども、食品の取り扱いということで食品衛生法の観点、それから衛生環境の確保ですとか、トイレやごみの処理といった環境衛生の観点、それからペットの関係、あとは感染症予防対策といったそれぞれの観点からの確認のポイントなどをまとめた資料になっております。

また1枚目に戻っていただきまして、ニュースなどでも出ていたので皆様もご記憶にあるかと思いますが、昨年東京都におきまして昨年都民向けの防災ハンドブックといたしまして『東京防災』というものを作成し、配布をしているところでございます。こちらの中にも感染症あるいは食中毒予防といったところの記載もございます。

添付資料7、18ページをごらんいただけますでしょうか。こういった形で左の真ん中のところ、「炊き出しは衛生的に」という記載がございます。また、その下には「食中毒の予防」という記載もございます。右上にまいりますと「感染症の予防」ということで記載がございます。こういった形で注意しましょうということを訴えております。ただ、この『東京防災』は内容が非常に広範にわたりますので、こういった個々の項目につきましては、やや物足りないような状況もあろうかと思っております。

また1枚目に戻っていただきまして、今回熊本地震に際しまして、被災地支援として東京都からも職員が何名か派遣をされております。保健所の職員も派遣されております。実際に被災地のほうに行った者の話を聞きましたところ、まさにこの避難所の巡回を行ったということですが、そういった中では例えば次亜塩素酸ナトリウムで手を洗っているような事例があったとか、地元の保健所がもちろんございますけれども、そういったところでは地元の保健所の職員の方も被災者でありますので、なかなか巡回というところまで、特に発災初期の段階では手が回らないような状況があったということを伺っております。

す。特に、発災初期の避難所における対策、そこに向けた準備をどうしていくのかが課題なのかなということを書いていたというをご紹介します。そういったところで避難所において避難者の方みずからが実践可能かつ具体的な食中毒などの予防対策をまとめた資料というものは、今のところ東京都としてオーソライズされたものはないというところでございます。その他関係する資料といたしまして内閣府、厚生労働省、あとは東北大学のチーム、こういったところがそれぞれガイドラインであったり、マニュアルなどをまとめてありますので、資料としてつけさせていただきます。

事務局からの説明は、以上になります。

○穠山座長 どうもありがとうございました。

それでは、この議題にご意見をいただきたいと思います。資料1の判定シートに基づいて行いたいと思いますけれども、小西委員からよろしくをお願いします。

○小西委員 私は、緊急な情報提供の必要はないのですが、食中毒の予防という面から、このごろ避難所生活の経験というのがまだ皆さん新しい記憶として残っているうちに、情報を集めてマニュアルに生かしていったらどうでしょうかと思ったわけですが、今回、熊本の場合はノロウイルスの感染者というのが食中毒では多かったようですので、ノロウイルスの拡大を防ぐためには最初のいろいろな処理の仕方というもの非常にポイントになってくると思いますので、そういうものを東京都でも備蓄の中に入れておくとか、そういう考えもあるのではないかと思います。

○穠山座長 今回の添付の情報だと少し足りないもので、もうちょっと調査が必要かなというところですか。その辺を……。

○小西委員 いや、マニュアルを作成するという事は賛成です。

○穠山座長 わかりました。

志村委員、お願いします。

○志村委員 私は、上から3番目のところですが、『東京防災』の15ページから始まる添付資料7ですか、食中毒の防止ということに関しては先ほど説明があったようにやや物足りない面があるかと思います。非常に全体多岐にわたって『東京防災』はよろしいのですが、例えば食中毒対策というのは、避難所へ入った途端に下痢にやられちゃってとか、これは非常に大変なことだと思います。

そういう意味では、この熊本のパンフレット、こちらは割とわかりやすくつくられていたかなと思いますので、こういったものを参考に。9ページ、10ページ、ボランティア

の方に対する注意喚起ということとともに「避難をされている皆様へ」ということで、こういう大きな字で書かれていてわかりやすい。こんなものをこれからご準備していただくような方向で検討を進めていただくというのはいかがでしょうかというぐあいに思います。

緊急な情報提供の必要性ということに関しては、私も特段現時点では必要性は余りないのかなと思いますが、やはりこういった情報提供を進めていくということを準備されているのがよいかと思っております。

○穠山座長 ありがとうございます。

次に種田委員、お願いします。

○種田委員 私も、現時点で情報の緊急性の必要はないと思うのですが、各地でいろいろな天災や震災が起こって防災意識というのは都民の皆さんもすごく高まっていると思うのです。それで地方ではなく人口とか建物が密集している都で起こった場合に、特に他県とは違う食品の衛生的なこういう問題が起こりそうだなということなんかもあるのかなと思ひまして、その辺も都独自に何か気をつけなければならないような点があれば、そういうものも実際に起きた場合に備えてチラシやパンフレットに載せる情報として検討して準備をしていけばいいのではないかと思います。

○穠山座長 ありがとうございます。

矢野委員、お願いします。

○矢野委員 私も、最初このタイトルを見たときの第一印象は、この食品安全情報評価委員会という中での検討よりも、危機管理対応している部署がボランティア活動に向けた避難所での運営マニュアルをしっかりとつくっていけばいいのかなという印象を持ってはいたのですが、どうもここにきて災害が多く、10年前に比べれば避難所生活する確率が高くなってきているのだと思うのです。そんな中で、食中毒ということと避難されている人の心理ということをイメージしながらテレビを見ていますと、まず熊本の時も一番先に避難所に駆けつけて炊き出ししたのは自衛隊の方なのです。マスコミ報道はおにぎりをつくって自衛隊の方が避難されている方に食べていただくということで報道されていました。

私、まずおにぎりと言ったときに、えっ大丈夫かなという気がしたのですが、おにぎりというよりも炊きたてのご飯をビニール袋に無菌的とか手で触らないで詰めただけという状況、スコップで熱いうちにまぜてそれを1人の方がビニール袋にあけて、その中にぼんと入れて、ビニール袋の周りから丸めてソフトボールぐらいにしたという感じだったから、やれやれとは思ったのですが、それでもさらに翌日の報道を見ていますと、もらっ

た側は一気に食べるともったいないからというので、少し食べてこれはあしたの御飯にしようというのでまた置いているというのも見えてきましたので、ここはひとつ、先ほど志村委員も言いましたけれども、添付資料10ページにありますように、熊本でやられているように、食品安全情報評価委員会という立場からもし避難所生活を余儀なくされたときの食中毒予防ということでもっと具体的につくっていったほうがいいのかなど。今事務局の方からも、そういう食品安全情報評価委員会というレベルでのマニュアル作成はないと言えばいいのか、少しおくらせているということなので、ぜひ立場を変えてつくっていくべきかなと思っているのです。

特に、ボランティア精神旺盛な方というのは、これもマスコミ報道なんかを見ていても、すごく失礼な言い方ですが、ボランティア精神が前に立って食中毒防止の衛生的な観点というのはひょっとすると少し二番手、三番手になって食中毒防止ということについての感覚が少し、おろそかになっているのかなということもあります。

ぜひ、ここは危機管理対応としての避難所運営マニュアルとは別に、都民が避難を余儀なくされたときの食中毒予防ということでマニュアル作成、情報提供していったほうがいいのかなと思っております。以上です。

○穂山座長 ありがとうございます。先生方皆様のご意見をまとめますと、大体緊急性はないけれども、事前に災害時のための東京都独自としての食中毒・感染症予防対策のマニュアルあるいはパンフレットを備えていく必要があるのではないかとということでほぼ一致していると思います。私もそのように感じておりました。

その上でこのパンフレットをどうつくるかとかマニュアルをどうつくる、あるいはその内容を事前事後に対してどのように都民に情報提供していくかについて東京都安全情報評価委員会で検討事案としてはどうかと、方向性としてそう感じました。

また、今回の熊本地震、あるいは東日本大震災の避難所における衛生実態及び予防対策の課題に関して、今までの情報で十分かどうかというところはちょっと審議する必要があるかと思えますけれども、この辺はいかがでしょうか。

この辺も次の安全情報評価委員会で一応調査項目についても検討してもらったほうがよろしいでしょうか。

矢野委員、お願いします。

○矢野委員 いわゆる非日常的なことになるので、さっき私はテレビを見ていてと言ったように、普通なら賞味期限とか何とかすごく気になるのが日常生活なのですけれども、避

難所生活になると逆に生き延びるためのすべだとか、もったいないということが先に立って意外と衛生管理がおろそかになるというのが実態としてあるのではないかと思いますので、ぜひその辺も具体的に委員会のほうで取り上げて、本当に役に立つマニュアルをつかっていくべきかなと思っております。

○穠山座長 わかりました。

それでは、この結論といたしましては、東京都での震災発生、あるいはそういった災害時事前準備として食中毒予防のためにパンフレット及びマニュアルを作成していく必要があるということで、その辺の予防対策及びその内容、事前事後にどのように都民に情報提供していくかについて東京都安全情報評価委員会での検討事案といたしたいと思います。

その上で、今回の熊本地震及び東日本大震災の避難所における衛生実態及び予防対策の課題等に関してより詳細な必要性が想定されますので、その辺のところも調査項目について検討事案にしていきたいと思っています。

#### エ 有毒植物による食中毒の防止対策に関する普及啓発について

○穠山座長 それでは、次にいきたいと思っています。

最後の課題ですけれども、「有毒植物による食中毒の防止対策に関する普及啓発について」、事務局からご説明をお願いします。

○名内食品医薬品情報担当主任 事務局の名内から説明させていただきます。

「有毒植物による食中毒の防止対策に関する普及啓発について」ですけれども、まず背景としまして、近年高齢者の有毒植物の誤食による死亡例が増加していることから、平成28年4月1日付で厚生労働省から注意喚起の通知があり、さらに4月6日にも同じく厚生労働省から有害植物の誤食による食中毒の発生予防についての事務連絡があったところでございます。そして、その7日後の4月13日に消費者庁からも家庭菜園等において誤って有毒植物を採取して食べないように注意喚起の報道発表がありました。

一方、都内におきましては、収集情報の下表のほうにもございますが、有毒植物による食中毒事例の概要にも記載がございますけれども、消費者庁の報道発表と同日の4月13日に、都内において庭に生えていたスイセンをニラと誤って採取して家庭で調理して喫食したことによる食中毒が発生したことから東京都が報道発表を行いました。

さらに、報道発表は行われませんでした。5月20日に自宅のプランターに生えてい

たチョウセンアサガオをルッコラと思い込んで採取し、喫食したことによる食中毒が発生しました。

東京都では、平成20年3月に別冊資料の添付資料6、A5サイズのパンフレットになりますけれども、「身近にある有毒植物」を作成し、保健所やホームページ等を通じて有毒植物の誤食による食中毒防止について普及啓発をしてきたところでございます。

続いて、収集情報のページをめくっていただきますと、上のほうに全国の有毒植物の疑いを含む食中毒件数の記載がございます。6月1日時点の状況では事件数22、患者数63件と、昨年同時期の事件数や患者数と比較するとほぼ倍近い状況であるという現状がございます。

続いて、添付資料についてご説明させていただきます。添付資料1、通しの1ページになりますけれども、こちらが「食中毒対策の推進について」ということで、高齢者の誤食が原因となる過去5年の計10件の食中毒死亡事例が2ページから4ページに概要が掲載されております。これは、有毒植物以外にもフグなどの有毒魚等も含む計上になっております。

添付資料2、通し番号5～7ページになりますけれども、6～7ページに「有毒植物に要注意」ということでリーフレットに掲載されています。

添付資料3、通し番号で9～21ページになりますが、こちらは消費者庁の報道発表の資料になりまして、全国の消費者の2,000人を対象に、家庭で育てた植物や自然に生えていた植物の喫食等に関する意識・行動のアンケート調査をまとめたものが掲載されています。特に注目すべき点としましては、10ページ下段のところになりますけれども、2番のところに掲載がありますが、過去10年間において「家庭菜園や庭などに植えた植物又は自然に生えた植物を食べたことがある。」と回答した方のうち、園芸店等で観賞用として販売されている植物について「植物によっては、死亡や重い症状になる場合があることを知っている。」と回答した方が63.9%にとどまり、約4割の方が植物による食中毒で死亡する場合があることなどを知っていると回答がありませんでした。また、すぐ下のグラフにもありますけれども、右側の19.1%の方が食べると食中毒を起こす植物があることを知らないという調査結果でございます。

また、次の11ページの上段を見ますと、家庭菜園等で植物を植える際に食用の植物と観賞用の植物を明確に分けていないと回答した方が34.1%いることがわかったという調査結果がございます。



続きまして、都内で発生した食中毒の事例についてご説明させていただきますが、添付資料4、通し番号23ページになります。「有毒植物による食中毒の発生について」というプレス資料になりますけれども、自宅の庭に植えていたスイセンをニラと誤って採取し、調理して喫食したことにより食中毒が発生した概要についてでございます。

まず、探知としましては、4月12日に江戸川区内の発症者本人から江戸川保健所に、午前自宅の庭に生えていた植物をニラと思い、卵と炒めて喫食後、吐き気等を呈した。医療機関を受診したところスイセンの誤食ではないかと言われた旨の連絡があったというのが探知でございます。

そして、調査結果としましては、江戸川区江戸川保健所が直ちに食中毒の疑いで調査を実施したところ、患者は4月12日に自宅の庭で植木鉢に生えていたニラ様の植物を採取し、卵と炒めて喫食したところ、苦みを感じて吐き出しましたけれども、その1時間後に吐き気・嘔吐を呈して医療機関を受診しました。患者が喫食した料理の残り、そして鉢植えに残った根の部分について健康安全研究センターで検査を実施したところ、患者が喫食した植物はスイセンであるということが判明し、さらにスイセンの有毒成分（リコリン）を検出しました。そのため保健所では、検査結果、そして患者の症状と発症までの潜伏期間が過去のスイセンによる食中毒の事例と一致していることからスイセンを原因とする食中毒と断定したという報道資料が添付資料4になります。

添付資料6については先ほどご説明させていただきます、これは都でつくったものになります。

添付資料7、これは厚生労働省のリーフレットになりますけれども、「食用と確実に判断できない植物は、絶対に採らない！食べない！売らない！人にあげない！」ということと、下のほうにございますが、「野草を食べて体調が悪くなったらすぐに医師の診察を！」と普及啓発しているリーフレットということになります。

以上が、有毒植物による食中毒の防止対策に関する普及啓発の収集情報になりますので、ご検討のほどよろしく願いいたします。

○穂山座長 ありがとうございます。

それでは、この課題についてご意見をお伺いしたいと思います。矢野委員、よろしいですか。お願いします。

○矢野委員 私は自由意見のところに書かせていただきましたけれども、ここにきて個人が山に入って山菜とりを楽しむのが一種のブームのような感じになってきております。

ここに事例として紹介されたような食中毒事例も多々出ているのですけれども、少し気が緩んできたというか、情報の浸透が以前よりも少なくなってきたのかなと。それよりも山菜とりで危険なのは熊のほうばかり報道されていて、実際に間違えて山菜をとってきて中毒を起こすと大変だよというのを改めてここで発信するのも必要な時期なのかなと思っておりますので、ぜひこの課題は親委員会のほうに提供して上げていったらどうかと思っております。以上です。

○穂山座長 ありがとうございます。

種田委員、お願いします。

○種田委員 ハイキング等のほかにも家庭菜園で自分で育てた野菜なんかを食べる人も多いのですけれども、このパンフレットにも書いてあるように、種や茎の部分は食べないでください、そういう知識はなかなか伝わっていないと思うので、情報を発信することは非常に大事だと思いますけれども、既にこのようなパンフレットができていますので、改めて検討する必要があるのかなとも思っていたところです。

○穂山座長 ありがとうございます。

次に志村委員、お願いします。

○志村委員 こちらの自由意見のところに書かせていただきましたのは、有毒植物の食中毒の重篤例、死亡というケースが意外とあるということ、また昨年度に比べて今年度非常にふえてきて倍増ぐらいという状況で、これはしっかり都民の方に情報提供していく必要があると思います。

あと、このパンフレットに関する「サフラン」というのがあるのですが、11、12ページですか。これはイヌサフランですが、名前がサフランのほうは食用にしたりする、その辺のところはもう少し丁寧に情報提供していけるようであればいいかなと。イヌサフランの中毒事例は何か9月ごろに発症しているようなケースもあって、これは90歳の方だったか、しっかりサフランとイヌサフランを見分けられたかどうかわからない。サフランを栽培しているつもりが実はイヌサフランで、といったケースもあるかと思っておりますので、そういうあたりも踏まえてこのパンフレットよくできているのですが、もう少しご検討いただければというぐあいに思います。

○穂山座長 ありがとうございます。

小西委員、お願いします。

○小西委員 いただいた資料の中の16ページを見せていただいたのですが、このときに

アンケートをとっていらっしゃいますよね。家庭菜園や庭などに植えた植物を食べたことがあるが74%。すごく高いですし、プランターなどに植えた植物を食べたことがあるかと、これも44%と非常に高率のデータが出ているということで、自然志向で自分が育てたものは愛着があるのか、毒が入っていないと思ったりしますよね。それで、ついニラと間違えたスイセンの場合でも、最後に青みがちょっと欲しいから、ちょうどいいからとってきて使ってしまったというようなことも多いらしいので、スイセンが一番今回の事件では多いので、まず全部を書いてしまうと、もう見る気がなくなってしまうじゃないですか。スイセンが危ないのだったら、スイセンということで大々的に「おうちのプランターで育てていませんか」とか。集中して知らせることが大事だと思います。緊急な情報提供が必要だと私も思っております。以上です。

○穠山座長 ありがとうございます。

私も既に東京都のほうでリーフレット、ホームページで普及啓発に努めてきておられる、しかし近年全国に有毒植物による食中毒の発生件数がふえているという傾向があります。これは多分家庭菜園とかがふえてきているのではないかなと考えております。

当然委員の先生方のお話のように、都民にもうちょっとしっかりとした情報提供することにも必要だと思いますし、種とか苗等を販売している事業者にも注意喚起の伝達指導を、これが必要なのではないかなと私は思っております。先生方のお話を聞いていますと、今回の有毒植物による食中毒を予防するために近年の発生状況を踏まえるとどのような対策が必要かとの観点で検討が必要なのではないかと考えております。

そこで、選定委員会の結論といたしましては、都民への効果的な普及啓発の方法について、次の食品安全情報評価委員会で検討事案とするということで結論にしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○穠山座長 それでは、本日の議題については以上です。その内容のまとめと確認を事務局からお願いいたします。

○薩埵食品医薬品情報担当課長 それでは、まとめさせていただきます。

まず、テーマの事案、1番、食品中の残留農薬による胎児、子供等への影響について。

こちらについては、今回議論となりました農薬については既に食品安全委員会でのリスク評価も終えており、ADIが設定されていること、また国によるマーケットバスケット調査だとか東京都においてもモニタリング検査を行っていて、摂取実態の調査もできてい

るということから、今回は本委員会のほうには上げないということになります。ただ、今後も最新の情報を収集していくとともに、モニタリング検査等を進めながら今後も注視していくという方向性でということでした。

それから2番目、有毒魚介類の監視指導については、症状等のイメージ等もつかみにくいので、具体的な事例もこれから普及していく必要があるのではないか、また、市場外流通の変化、こういったものも踏まえながら魚介類を扱う事業者への周知や監視指導の充実強化とか、都民、消費者の方あるいは釣りをする方への普及啓発について具体的な方法などについて評価委員会での検討事案にするということによって方向性が出ております。

それから収集情報3、避難所における食中毒等の対策について、こちらについては東京での震災発生の事前準備として、避難所における食中毒予防対策など、その内容を事前事後にどのように都民に情報提供していくかということによって食品安全情報評価委員会での検討事案とするということでした。

また、熊本地震や東日本大震災での実際にあった状況等もより調査の必要があるかと思っておりますので、そういったものについてどのような調査が必要かといったものもあわせて検討していただくということでした。

それから収集情報4、有毒植物による食中毒の防止対策に関する普及啓発についてですけれども、都ではこれまでリーフレット・ホームページ等により普及啓発を進めているところでもありますけれども、今年になってまた多く発生しているということで、有毒植物による食中毒を予防するためにここ数年の発生状況、特徴等、こういったものを踏まえながらどのような対策が必要か、都民への効果的な普及啓発の方法について評価委員会のほうでの検討事案とするということでした。

以上でございます。

○穂山座長 それでは、情報選定委員会として結論をまとめたいと思います。

今薩埵課長からお話がありましたように、本日の収集課題4題、全て検討を終えましたけれども、次の安全情報評価委員会のほうには有毒魚介類の監視指導及び避難所における食中毒等の対策について、有毒植物による食中毒の防止対策に関する普及啓発についての3題を上げるということにしたいと思っております。

よろしいですか。

(異議なし)

### (3) その他

○穠山座長 最後に、事務局からもう一度何かありますでしょうか。

○名内食品医薬品情報担当主任 事務局の名内からその他について説明させていただきます。

皆様には、カラー刷りの参考資料2としてお配りさせていただいておりますけれども、当食品医薬品情報担当では毎年度普及啓発用のポスターを作成しており、昨年度は健康食品との正しいつき合い方をテーマで作成させていただきましたが、今年度は『手洗いの2度洗い！を』テーマに食中毒の予防用ポスターを作成させていただきました。近年、ノロウイルスやカンピロバクターなど少ない菌で発症する食中毒の事件が多いため、食中毒予防の3原則のうち菌をつけない対策として効果的な手洗いの2度洗いを強調した食中毒予防ポスターを作成させていただきましたので、この場をかりてご報告させていただきます。

○穠山座長 ほかにありますか。

事務局のほうで(3)については何かありますでしょうか。

それでは、ただいま事務局から報告がありました内容についてご意見はありますでしょうか。どうぞ、矢野委員。

○矢野委員 今思いついて申しわけないのですけれども、テーマの文言をちょっと変えて親委員会に出せばいいのかなと。特に3番のところで私も意見のときに申しましたように、「避難所における食中毒対策」というと、避難所をつくる側の食中毒対策と捉えられる可能性があるのですが、いい言葉が見つからないのですけれども、例えば「避難所生活における食中毒対策」とか、要するに避難した人が気をつけなきゃいけない食中毒対策なのだよと。すなわち食品安全情報評価委員会になじむテーマなんだよというイメージが持てる検討テーマになればと思うのですけれども、事務局の方を含めて後で親委員会に出す前に考えてもらえればいいのかと思っております。済みません、今ごろになって。

○穠山座長 タイトルを避難所の避難された方の……。

○矢野委員 ちょっといい言葉がないかもしれませんが、例えば今思いついているのが「避難所生活における食中毒対策」とか、「生活」と入れたらどうでしょうか。避難している人をメインにした対策なのだよという表現にしたほうがと思います。

○穠山座長 では、事務局からお願いします。

○薩埵食品医薬品情報担当課長 では、今いただいた意見をもとに事務局と座長のほうで

調整させていただきたいと思います。

○穠山座長 ほかにありますでしょうか。

(なし)

○穠山座長 事務局から特にないようでしたら、最後に事務局から今後のスケジュールについてご説明をお願いします。

○薩埵食品医薬品情報担当課長 それでは、今年度第2回の東京都食品安全情報評価委員会は、7月25日月曜日に開催させていただく予定でございます。本日の委員会で検討が必要とされた収集情報につきまして、評価委員会委員の皆様にご検討いただくこととなります。

○穠山座長 それでは、これで議事が終わりました。進行を事務局にお返しします。

## 5 閉 会

○薩埵食品医薬品情報担当課長 本日は、長時間にわたりご検討いただきましてありがとうございました。第2回食品安全情報評価委員会に向け、委員の皆様からいただいたご意見を反映して準備を進めてまいりたいと思います。

それでは、本日の委員会はこれにて終了とさせていただきます。

午前11時40分 閉会